



忍野村消防 出初式

目 次

■議長あいさつ	2
■村長所信表明	3
■令和元年度一般会計歳出補正予算(第4号)概要	4
■議案審議	5
■一般質問	13
天野 秋弘議員 ●ブロック塀の撤去改修補助について ●保育、教育の完全無償化について	
田邊 宏哉議員 ●健康づくりと医療費について	
堀内 義郎議員 ●各課の新規取り組み状況について	
渡邊 壽幸議員 ●災害防止の取り組みについて ●予算編成について	
櫻井をさみ議員 ●災害・防災対策について	
■教育厚生常任委員会 学校訪問	25
■県外研修報告	26

令和元年 第4回 定例村議会

会期／12月3日～18日

議長 あいさつ

忍野村議会議長 湯山 央



新年明けましておめでとうございます。

村民の皆さまにおかれましては、晴々しく希望に満ちた新春をお迎えになったことと存じます。

令和になって初めての新年を迎えたわけですが、村議会を代表いたしましたし、ここに謹んで新年のごあいさつを申し上げます。

さて、昨年4月の統一地方選挙において行われました村議選後の臨時議会において、私は議員の皆様方のご推挙をいただき、忍野村の議会議長に就任し、半年以上経過しました。

議員改革の一環で行った議員定数削減の中、新たな体制でこれまで議会活動に努めてまいりました。まだまだ至らぬ点もあろうかとは思いますが、これからも地域住民の声を大切に、また真摯に受け止め議会活動を精力的に行ってまいれる所存であります。

また、昨年の12月定例会におきましては、活発な議論を重ねる中で令和元年度忍野村一般会計補正予算などすべての案件が可決成立いたしました。議員の皆様そして執行部のご協力により、無事に閉会できましたことに改めて深く感謝申し上げます。

さて、昨年を振り返りますと、新天皇陛下がご即位され、元号が平成から令和に変わるといふ、私たち日本国民にとって特別な年となりました。「人々が美しく心を寄せ合う中

で、文化が生まれ育つ」という令和に込められた意味に私たち一人ひとりそれぞれが、新たな希望と一つの時代がおわるという感慨深さを感じたのではないのでしょうか。

一方で、台風19号をはじめとする大雨などによる災害が日本各地で相次ぎ、改めて自然災害に対する備えの大切さを痛感させられた年でもありました。

我々村議会といたしましても、こうした災害への対策、また、近年のインターネットの普及や少子高齢化の進展など加速する社会を取り巻く環境変化にも対応して行くため、議会活動を通じて行政とともに取り組んでまいれる所存であります。

村民の皆さまにおかれましては、本年も引き続き変わらぬご支援とご協力をよろしくお願いいたします。

結びに、皆さまにとって令和2年が素晴らしい年となりますよう心からご祈念申し上げます。新年のあいさつといたします。

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

忍野村議会

(議席順)

副議長

大森 浩義

堀内 義郎

小林 太伸

渡邊喜久一

田邊 宏哉

渡邊 隆三

渡邊 壽幸

櫻井をさみ

天野 秋弘

三浦 哲朗

天野 弥一

村長所信表明



本日、ここに令和元年第4回忍野村議会・定例会が開催されるにあたり、私の所信と共に提出いたしました案件の概要についてご説明申し上げ、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、忍野村では、交通事故死亡事故0日が11月16日で8000日を経過し、11月19日に山梨県知事より表彰を受けました。振り返りますと、平成9年12月22日より実に22年の長きにわたる交通死亡事故0日の記録は容易に達成できることではなく大変

名誉なことでもあります。この事は村民の皆様は交通死亡事故0日への取り組みはもとより、富士吉田警察署、陸上自衛隊北富士駐屯地並びに安協忍野支部等関係機関の方々のご協力の賜ものであります。改めてこの場をお借りして心より感謝申し上げます。

今年の全国での台風被害は大きく、亡くなられた方、被災された皆様には哀悼の意を表するとともに、心よりお見舞い申し上げます。忍野村では甚大な被害は無く安堵したところではございますが、河川整備、防災道路の整備の重要性について改めて痛感したところでございます。そのような中で、河川整備につきましましては、山梨県において、新名庄川・桂川の整備事業を、一部区間で進めています。

防災道路につきましましては、山梨県知事をはじめ関係部局と協力し、早期に着手できるように引き続き努めてまいりますので、村民の皆様、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。さて、忍野村の財政状況であります。アメリカと中国の貿易問題や、中国経済の減速などの様々な要因により、法人村民税の減額など大変厳しい状況にあります。

令和2年度当初予算編成にあたりましては、有効な補助金等の活用と将来にわたり持続可能な財源の確保や既存事業の徹底的な見直しを行い、金額の算定に当たっては十分に精査すること、また、新規事業や大規模事業については、優先度や村民のニーズに合致している事業か、将来的な維持費や更新費も必ず発生することを念頭に置き、限られた財源を真に必要な事業に配分できるよう思慮したうえで、予算編成をするよう指示をした

ところでございます。

このような中で、忍野小学校建設につきましましては、小学校建設等検討委員会を平成31年1月に立ち上げ、検討を重ねて頂きました。小学校代表、PTA、地域代表、議会代表、主任児童委員、教育関係代表及び有職者からなる19名の委員の皆様幅広く議論していただいた結果「新しく校舎を立て直す」との答申を令和元年9月末にいただきました。今後は、厳しい財政状況ではあります。答申内容を尊重しより良い小学校建設ができるよう着実に進めて参ります。

今後とも、住民福祉向上のために更なる努力を積み重ねてまいりる所存でございますので、村民の皆様方を始め、議員各位の尚一層の更なるご支援ご協力をよろしくお願い申し上げます。(案件の概要は省略)

令和元年12月3日

忍野村長 天野 多喜雄

令和元年度 一般会計補正予算(第4号)歳出概要

事業名	内概要説明事業費 (単位：千円)	主な事業内容	担当課
社会福祉総務運営事務事業	扶助費 2,500	障害児通所サービス給付費 2,500千円	福祉保健課
介護保険会計繰出金事業	繰出金 5,648	介護保険特別会計への一般会計繰出金 5,648千円	福祉保健課
児童福祉総務事業	償還金利子 及び割引料 3,038	平成30年度子ども・子育て交付金返還金 147千円 平成30年度子どものための教育・保育給付費国及び 県負担金返還金 2,891千円	福祉保健課
土木総務運営事務事業	備品購入費 726	歩道用除雪機購入費(1台) 726千円	建設課
道路維持補修事業	委託料 12,826	村道梨ヶ原中道線無電柱化工事設計費 12,826千円	建設課
道路維持補修事業	工事請負費 14,575	平山地区擁壁設置・道路拡幅工事(不足分) 8,315千円 災害対応費 5,000千円 除雪費 1,260千円	建設課
事務局運営事務事業	需用費 1,106	小学3・4年生社会科副読本「わたしたちの忍野村」 増刷費(300冊) 1,106千円	教育委員会
生涯学習センター管理運営事業	委託料 609	生涯学習センター用地買収に伴う不動産鑑定業務 609千円	教育委員会



こんなことが決まりました

議

案

審

議

同意

同意第4号

忍野村教育委員会委員に渡邊英彰氏が選任され、全会一致で同意されました。

諸般の報告

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価報告書の提出があり報告されました。

条例の制定及び一部改正等

議案第56号

忍野村道路線の変更の件

●**路線の変更の理由**
路線の重複箇所を解消するため。

以上の件は、質疑・討論がなく採決の結果、全会一致で可決されました。

議案第57号

忍野村会計年度任用職員との給与及び費用弁償に関する条例の制定の件

●**制定の理由**

地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員制度における条例を制定する必要があるため。

◆**討論**

《**反対討論**》

天野秋弘議員

この条例制定は公務員に非正規雇用を導入するという側面があり、運用にあたっては、正規雇用置き換えることの無いよう求めて反対討論とします。

◆**討論**

《**賛成討論**》

田邊宏哉議員

本条例の制定は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴うもので、その概要は、来年4月から現在の嘱託職員等を会計年度任用職員とし、給与、通勤手当、時間外手当、期末手当等の支給を明確化するもの

です。

本条例により雇用形態に関わらない、公正な待遇の確保が図られることになり、働き方改革にもつながることになります。

因って賛成討論といたします。

以上の件は、質疑がなく討論があり採決の結果、賛成多数で可決されました。

〔**賛成議員**〕

堀内 義郎・小林 太伸
渡邊喜久一・田辺 宏哉
大森 浩義・渡邊 隆三
渡邊 壽幸・櫻井をさみ
三浦 哲朗・天野 弥一

〔**反対議員**〕

天野 秋弘

議案第58号

忍野村職員給与条例の一部改正の件

●**一部改正の理由**

人事院の給与に関する報告等により地方公務員法の一部が改正されたことに伴い条例の一部を改正する必要があるため。

以上の3件は、質疑・討論なく採決の結果、全会一致で可決されました。

補正予算

論がなく採決の結果、全会一致で可決されました。

議案第59号

令和元年度忍野村一般会計補正予算(第4号)の件

議案第60号

令和元年度忍野村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の件

議案第61号

令和元年度忍野村下水道事業特別会計補正予算(第3号)の件

議案第62号

令和元年度忍野村介護保険特別会計補正予算(第3号)の件

議案第63号

令和元年度忍野村介護予防支援事業特別会計補正予算(第3号)の件

議案第64号

令和元年度忍野村水道事業会計補正予算(第2号)の件

以上の6件は、質疑・討論がなく採決の結果、全会一致で可決されました。

契約締結

議案第65号

村道鐘山線道路工事（第3期）請負契約締結の件

● 質疑

渡邊壽幸議員

議会案件については最終日に議決することには反対しないが、案件については議会前に入札を済ませ、議会初日に説明討議を行い、検討期間を置き最終日に議会の決議を求めるべきである。

最終日前に提出し、説明や検討の時間を、議会に与えず議決を求めるのは議会軽視も甚だしい。

本件についての入札状況の説明を求める。

- ① 指名参加業者名と各社の入札価格
- ② 入札予定価格とこれに対する落札率
- ③ 談合防止策を行っていると思うがその対策
- ④ この工事は特定建設業者

指名かその場合の理由根拠
⑤ 一般指名競争の時は、その根拠（過去はこの金額は特定指名）

⑥ 特定指名の場合、村内特定許可業者は3社あるのになぜ1社を外したのか。その理由と説明を求める。

⑦ 工事内訳書の提出を求める。

⑧ 本工事は現状からみて、過剰掘削であり路盤が桂川の川底より低い部分があり、その対策にソイルセメントで路床を保護するなど無駄な村税を使っている。入角線の残土を約6千万円もの村税を使い処分するより、それを活用することにより路盤をあげて道路を建設したほうが工事費の節約になり、良い道路を造ることができると思うが、答弁を求める。

● 答弁

天野忠純 総務課長

1 点目の、指名参加業者名と各社の入札価格については、

・(株)土手影建設

1億100万円

・(株)渡辺組

1億180万円

・タカムラ建設(株)

1億190万円

・秋山土建(株)

1億300万円

・(株)大森工務所

1億200万円

・富士急建設(株)

1億250万円

の6社です。

2 点目の、入札予定価格と、これに対する落札率は1億354万円で、入札率は97.54%です。

3 点目の談合防止対策については、どの業者が指名されたかは、入札前の指名業者の公表はしておりません。仮に談合情報があった場合には、忍野村談合情報対応マニュアルで適正に対応します。

4 点目については、本工事は特定建設業の許可業者を指名しております。建設業の許可は、下請け契約の規模により、一般建設業と特定建設業に区分されており、請負業者が4千万円以上の下請負契約を締結する場合は、特定建設業の許可が必要となります。本工事を設計に基づき積算したところ、石・ブロック積工が先に申し上げた額を超えており、業者によってはその工

事を下請けに出さなければならぬため、特定建設業の許可業者を指名しました。

5 点目は、該当しません。

特定建設業者として指名しなかったのは、建築工事については実績は十分ですが、特定建設業者として、橋梁工事・大規模道路工事において実績を確認することができなかつたためです。

● 答弁

天野 満 建設課長

⑦については、お手元の資料を提出いたします。

⑧については、入角丸尾岸線の残土を活用でありますが、渡邊壽幸議員の再々質問で環境水道課長が申したとおり、軟弱で強度が不足して利用出来ないで、残土として処理すると答弁しているとおりです。

次に、建設残土を活用し、本路線の桂川の川底より低い部分の路盤を上げることにより、良い道路ができることとの質疑についてですが、本工事の設計図を見ていただければ、ご理解いただけたと思いますが、指摘があった部分の起点側に東京電力余水路があり、また終

点側に東京電力放水路とヨハネ学園への進入路、忍野橋があり、この部分の高さを変えることは非常に困難な状態です。また、この区間は高低差が大きく本設計では、勾配を極力ゆるくするため、起点側の東電余水路から、ヨハネ学園の進入路付近まで勾配を一定で設計しております。

その為、掘削についても、勾配を一定にするためには必要不可欠な工事となり、ご提案のとおり施工した場合はその途中の路盤を上げることとなりますので、非常に急な坂道ができ、道路構造令を満たさない、非常に危険な道路が出来上がります。

● 再質疑

渡邊壽幸議員

今の答弁の中でまず、入札価格。予定価格が1億300万円。この中で一番安い業者と一番高い業者の幅が150万円。こんなことは通常の見積の入札では考えられない。これについてはどう思いますか。入札率が97.54%、ほとんど設計価格と同じです。これは先ほどの一般質問でも指摘しま

したけれども、ちよつと指名競争入札の問題があります。

それともう一点、特定指名の場合、村内業者が3社。皆さんご存知のように、いつも仕事を受注している土手影と渡辺組の2社、もう1社は、前回の6月議会でもちよつと問題になりましたが、大森林業が特定建設許可を取っております。これは村内業者です。それで、先ほどは実績がないということでしたけど、忍野村は、どの業者にしてもランク付けとか実績によっていくらかという決まりをつけていないはずで、それをなぜここで急に実績を持ち出したのか、その理由の説明を求めます。

それともう一つ、実績はこの規模の場合、いくら以上の金額の実績があれば出来るということですか。例えば、4千万円だといくら以上の実績がないといけないとか、3千万円だといくら以上の実績がないとかつていう、そういう決まりがあるのですか。それについても説明を求めます。

をここでそういう説明されましても、私共も図面も頂いていないし、なにも検討するべきがありませんので、この今回対象となつている縦横断面図と、東電の橋とかBPとか言っています、そこが入つた図面の提出を求めます。

● 答 弁

天野忠純 総務課長

まず入札価格の件ですが、これは指名業者が設計書に基づき積算をした結果だと思っております。次の特定業者指名の件につきましては、先ほど申し上げました通り、補助事業でもあり、実績等を考慮させていただきます。

● 再々質疑

渡邊壽幸 議員

この入札金額、予定価格1億300万に対して150万の幅の中に6社が入っています。その幅は非常に狭い。通常ここでみなさん誰が考えても、この範囲内で普通に見積りした場合、この範囲内に入ることはあり得ないと私は思っております。

ますけど、村はそれでも十分だと、いう事ですので、まあこれ以上は追及はしません。もう1点、特定建設業者、一般から特定建設業者に変える場合に、何をもって特定建設業者にしているかというのを村当局はご存知ですか。これはですね、実際に特定の時に一番問題にされるのは、その会社の経営状態を一番問題にしているんです。事業を執行するにあたり、経営状態も悪くて、そして事業が執行できなかつたということは困りますので、その財務内容を一番重きを置いて決めていくんです。そうでなかつたら一般も特定も同じです。大きな仕事をやっているから特定だつていうことじゃないですよ。それをもう一回よく考えて下さい。例えばの話が、一つ思い当たるのが、土手影建設が入角線の下水道をやりました。あの工事、土手影建設が直接やりましたか。よその業者がみんなやつて、しかも村外ですよ。村外の業者が全部やつたじゃないですか。それで実績云々はどういうことか。全然私とし

ては理解できません。これは今後ともいろんな面で質問を続けていきたいと思っております。今回は再々質疑が限界という事なので、これで終わりにします。以上です。答弁は要りません。

◆ 討 論

《反対討論》

渡邊喜久一 議員

議案第65号、村道鐘山線道路工事の目指す目的とその効果については、私も十分承知しており、この路線の工事進捗については異議無く賛成します。

しかし、今回提案された議案第65号については、以下3点の事由により反対します。

- ① 執行部は今回の議会が12月3日に開催される事は1ヶ月前に解つていた事であり、12月3日以前に入札を行い、全員協議会で工事の詳細について質問や説明が出来たはずで、1億円を超える高額な工事を、説明や質問もせず提案することは、議会と村民を軽視していると思わざるを得ません。
- ② 1億円を超える高額な工

事でありながら、工事の様書、平面図、立面図など何も無く、工事内容が全く判断できず、村民にも説明出来ません。

③ 壽幸議員からも質疑がありました。この工事に対して、経費節減を図る努力がされているのか、また、本当に公平な競争入札が行われたのか現状では判断出来ません。

よつて、以上3点の疑問につき、執行部がその説明責任を果たしてから再度提案されることを要求して本議案第65号について反対いたします。

◆ 討 論

《賛成討論》

大森浩義 議員

先程、渡邊喜久一議員から反対の討論がございました。その中で、この工事に対しては賛成ですが、説明が足りない。そういうお話でしたが、これは当初予算の時に議会には説明しております。産業土木委員会でも説明はしております。この工事は村民生活、また、大手企業の通勤時のラッシュと、大きく生活基盤に

寄与するものでございますので、賛成討論といたします。また、注文をつければ、もっと早く開通できるように要望いたしまして、賛成討論といたします。

◆ 討 論

《賛成討論》

三浦哲朗 議員

先程来、渡邊壽幸議員からいろんな質問がございました。喜久一議員からもございました。

私は今までどおり、入札方法は去年も、一昨年も、その先からも今回の入札方法と同じ方法でやられてこられた。それは私間違いないと思います。私ももう16年以上していますから。そういう入札方法で質疑者も公共工事受注ずっとされてきた。急に今回このように入札方法に異を唱えるのはおかしい。

それから、談合談合って言いますけど、談合が本当にあったかどうかは、質疑者がちゃんとここではつきり表明しなければ、推理推測でものを言っただけじゃない。最近ですね、予定入札価格を表示している。予定

入札価格に近くなるの、当たり前じゃないですか。150万円だから談合だとか、はつきりした証拠がなければ言うべきではない。

それから、むやみにあの道路に反対をして工事を延ばす事が本当に村民が希望している事かどうか、議員の皆さんは胸に手を当てて頂きたい。朝の忍野に入ってくるあの混雑、夕方の退出時のあのトンネルの混雑。なんとか一日も早く解消してやらないとまずい。

こう思っているのは私だけじゃないと思いますよ。執行部もそうだと思う。私はいつも執行部のケツをたたいてますよ、早くしろ早くしろって。それが住民の皆さんの便宜につながるじゃないですか。

疑問があればもっと早く執行部にいろいろな注文をつけたらどうですか。わざわざね、今日の最終日にこんなこと言う前に、村長室へ行くなり、建設課長のところに行つてこういうことはおかしいぞ。今日の質疑は反対のための反対だ。これが通らなければまた工事が遅れる。あの渋滞の緩和がまた伸びる。そんなこと

私はあつてはならないと思いますよ。

私は議員の皆さんに訴えたい。いろんな思惑もあるでしょう。でもね、忍野村民にプラスになる事、住民の便宜が図れるんだしたら、私は今回は賛成するべきだとそのように思います。いろいろな注文があつたら後でね、村長室へ行つて村長へ言つてください。なにもぶつつけ本番でやらなきゃ村長がみなさんの意見を聴かないなんて言っているわけじゃないでしょ。村民のためになるかならないか。早くした方がいいか悪いか。

談合があつたらこれは中止です。談合があつたら談合をちゃんと証明して下さい。なければ談合はなかったと、私はそういう事だと思いません。

よつて賛成討論です。

◆ 討 論

《反対討論》

渡邊壽幸 議員

今、哲朗議員が声高らかに賛成討論しましたけれども、問題なのは過去この議会案件の工事は、この2社が過去独占しているという

数で可決されました。

「賛成議員」

- 堀内 義郎・田辺 宏哉
- 大森 浩義・天野 秋弘
- 三浦 哲朗・天野 弥一

「反対議員」

- 小林 太伸・渡邊喜久一
- 渡邊 隆三・渡邊 壽幸
- 櫻井をさみ

議案第66号

村道大割線道路改良工事（かいじ橋）請負契約締結の件

● 質 疑

小林太伸 議員

村道大割線道路改良工事（かいじ橋）村民体育館前の小さな橋についてですが、私もこの工事は忍野村にとって必要な工事だと思えますが、工事金額が1億1200万円と高額であり、急に出た案件で工事内容がよくわかりませんので、村長または担当課長にお尋ねします。

まず、設計業者の選定方法及び落札業者と落札金額、落札率を教えてください。

次に本工事の請負業者の

事です、ずっと交互に。これを異常だと言わないで、正常だと思うのはちよつとおかしいじゃないですか。必要な道路は確かに必要な道路です。これ先ほど喜久一議員も言いましたように、もう一度説明を受けたら、いろんな皆さんの疑念を払拭しながらやつてやればいいんです。これを2年も3年も延ばすとはだれも言つてはいません。

それと、こういう工事のやり方、発注の仕方をして村長が普段言っている公平とかとお思いませんか。過去の実績を見て下さいよ。誰もがこれを聞いて、私の言っている事が間違つていないか、哲朗議員が言っている2社独占が正しいか、それをみなさんに訴えたいと思つています。ということ、2社独占で大きな工事をするといいことは、いろんな理由で特定は実績がないとかいろんな話が出てきましたけれども、それを捻じ曲げてやるという姿勢が見えたと思えます。ということで、反対討論とします。

以上の件は、質疑・討論があり採決の結果、賛成多

選定方法、指名業者とその理由、また、渡辺組の落札率及び他の業者の落札率を教えてください。

● 答 弁

天野 満建設課長

本工事は橋梁の架け換え工事となり、これに伴い、護岸の改修工事も併せて実施いたします。

主な工事内容は、既設の橋梁及び護岸構造物の撤去で、これが概ね340万円となり、仮排水管路設置に2100万円、ボックスカルバートの設置に6700万円、地盤改良等に1540万円、護岸の改修に520万円となります。

● 答 弁

天野忠純 総務課長

まず設計業者ですが、平成29年度に山梨県内の土木関係コンサルタントの中から、橋梁の設計実績のある業者11社を選定し、指名競争入札を執行しました。11社全社が応札し、その結果、中央市の(株)朝日コンサルタントが1480万円で落札しました。落札率は66.97

%でした。

次に本工事ですが、村内及び近隣の特定建設業の中から6社を選定し、指名競争入札を執行しました。6社全社が応札し、その結果、村内の(株)渡辺組が1億200万円で落札しました。落札率は96.27%でした。他の業者の入札金額ですが、

- ・(株)土手影建設 1億500万円
 - ・(株)コバヤシ工業 1億460万円
 - ・(株)大森工務所 1億300万円
 - ・タカムラ建設(株) 1億270万円
 - ・秋山土建(株) 1億500万円
- となっております。

● 再質疑

小林太伸 議員

設計業者について、忍野村に設計業者はいないので

すか。次に本工事についてですが、1億円以上の入札は、大体いつも同じ指名業者で、忍野村以外の業者は請負わず、忍野村の2社の渡辺組、土手影建設が高い落札率で

請負っているように感じます。

忍野村には特定業者がもう1社、大森林業さんがいますが、なぜ指名に入れないのか教えてください。

また、村民も入札に関しては透明さを求めています。村の税金の収入が少なくなると思いますので、談合防止案として高額の案件につきましては入札審議会を設け、有識者及び議員の代表で審議してはいかがですか。

また、本日は時間がありませんので、この本工事の設計及び工事すべての業者の内訳書の提出を求めますので、後日ご用意をお願いします。

● 答 弁

天野忠純 総務課長

まず設計業者ですが、村内の土木関係コンサルタントで橋梁の設計実績のある業者はございません。

次の請負業者に関してですが、設計書に基づき積算した結果だと思っております。

続いて、特定建設業の1社を指名しなかった理由ですが、先ほどもお答えさせ

ていただきましたが、実績等考慮し、橋梁工事における実績が確認できなかったためであります。

最後に、談合防止案に関してですが、入札前にどの業者が指名されたかなどの情報は一切公表しておらず、万が一、談合情報が寄せられた場合などは、忍野村談合情報対応マニュアルで適正に対応いたします。

● 再々質疑

小林太伸 議員

大森林業さんがいますが、いつになれば実績がつくれるのですか。皆さん実績実績と申しますが、実績をつくるためには仕事を与えなければ実績はつくれません。

前の質問者にもありましたが、いくらすれば実績となるのか、そういうことを詳しく教えていただければありがたいです。今の入札制度では、実績をつくりたくてもつけれないです。

また、入札審議会のことですが、これは事前審議ではなく、後続審議でもよろしいかと思えます。入札を受けて落とした業者、ここが必要か、これからいくら

かという審議会を設けてもいいと思えますので、ご考察をお願いします。

● 答 弁

天野忠純 総務課長

まず1点目の実績の件につきましては、いきなり大きな工事ということではなく、価格が特定業者でなくともできる工事を今後は入札方法を考え、実績づくりが出来るような形を検討してまいりたいと思えます。

審議制度につきましては、議員のご意見でもありますので、今後の課題として検討させていただきます。

● 質 疑

渡邊壽幸 議員

先ほどの質疑の時に答弁漏れがありました。

私の記憶だとずっと今までそうだけど、忍野村は工事のランクは設けていないはずですが、ここへきてなぜ急に設けたのかということと、そしてその実績がないという事の理由ですね。具体的に実績がないない言っても、いくら以上のやつを実績としてやればいいのか、

今後検討しやなくて、決めた方がいい。実績がないって、ここでいくらの数字が出て出ているはずですよ。そうでなければおかしな話です。ここでこれから検討しますとか、そんなふざけた話はないですよ。これが実績がないって決めたのなら、大森林業は土木が全然やっていないとか、そういうような話になってくると思うんだけど、そこら辺の答弁と具体的な数字。

それと、総務課長は覚えていと思うんですが、渡辺組に関してちょうど5年前ぐらいですかね、議案案件の工事です。主任技術者が資格をクリアしておりませんでした。

そこで、村長室で何人かで話し合いをした結果、今回は注意してこれから気を付けますということと、その時は報告された。それで今回、6月の議会の時に主任技術者でコリンズで調べてって言ったはずですよ。その時は答弁ではコリンズで調べた結果、問題ありません、的確ですとそういう答弁でした。

ところが、実際に良く調べてみると、特定が受ける

工事に関しては、1級の土木主任技術者になることが必要なんです。渡辺組は3人しかいません。ひとりの社長が主任技術者になっているんだと思うんですけども、専任技術者は兼ねることができません。従ってあと2人です。私はその時にコリンズで、公共団体はコリンズで調べることができませんから、調べてくれって言ったはずですよ。それで、調べた結果、適正ですと。

ところが実際には適正じゃなかったんじゃないですか、覚えていられるでしょ。今回はそういうこともチェックした。つまり私が言いたいの、2回も不適切な、これ、建設業法違反ですよ、そういう業者をまた指名して同じパターンでまたやるのかと、そういうことです。

今回は問題ないんですか。それで前回は何かしら指導なりペナルティを与えたんですか。答えて下さい。

● 答 弁

天野 満建設課長

コリンズの関係に関してお答えいたします。

今年6月に質問した4件

ですけれど、調べたところ、ダブルはありません。大丈夫です。それで、今やっている業者の仕事についてもダブルは無く、今回特定でうちのほうは出していますけど、特定で1級でなければということは無いです、下請けが4千万円以下であれば2級でも問題ないので、今回は全然問題ありません。

● 再質疑

渡邊壽幸 議員

まず建設課長、前の6月の議会の時に私がコリンズで調べてくれていて、それでコリンズで調べた結果、問題ありませんと返答が来ました。その写しを見せられないという事だからメモ書きでいいから見せてくれて話をしたら、それでは下へ来てくださってことで私が行きました。それで総務課長からもらって、その時2件。

1級技術者でも特定の時になると監視技術者が必要なんです。監視技術者についているでしょ、課長。

監視技術者っていうのは、1級のかつ監視講習っていうのがあるんですよ、5年

に1回。それを受けて初めて監視技術者になって、その人が大型工事というか、特定でやる工事の主任技術者になれる。それでその時にその一人の人は、私も名前までは確認していませんけど、その時の話だと1級なんだけど、監視技術者の講習を受けていない人なんですってことだったわけ。ということになると、完全に建設業法違反になる、それが1点。

そしてもう一つは、今回の工事は発注しているのが特定じゃなくて一般資格の建設業者を対応したらそれでいいんです。4千万円以上の外注がないから。でも今回は特定で発注しているわけだから、入札を組んでいるわけだから、特定で入札を組んでいる場合は、主任技術者になる資格は1級の監視技術者しかないと思う。よくそれを調べてそれで返答してもらいたい。

● 答 弁

天野 満建設課長

今の質問ですけれども、今回については、指名選定委員会では下請けがあるか

もしれないから、金額が金額なので特定での業者でしただけでも、入札の中に特定というたいはしてありません。ですから自分のところまで下請けに4千万円以下で出さなくても、自分でできるところには一般の形で入札して、2級の方でも主任技術者と現場代理人になっても全然おかしくはないと考えております。

● 再々質疑

渡邊壽幸 議員

今のでいくと、業者を選んだのは特定の業者を選びました。でも特定じゃなくって一般っていうくりで発注していますという、そういう答弁だよね。

それならば、特定を持たない業者を指名にいらしてもいいわけだから、わざわざ村外の業者を選ぶ必要さらさらないと思うんだけど。忍野で業者いっぱいいるでしょ。忍野村内の業者。なんでそれで指名を組まないのか。そこら辺も全然理解できない。

指名選定委員会っていうのは、どういう人たちで構成しているのか、私も知ら

ないけれど、そこに参加している人達はみんな疑問を感じないのかね。それで4千万円以上いかないからついでということで、特定で組まなかつたつてこと、発注は。だからOKって話でしょ。ちよつとそこはおかしい。

ここでいろいろ言つても時間がかかるから、それは後日、私も建設課長なり総務課長にそこら辺を話をしてみます。

今回はそういうことでいいです。返答はただかなくても結構です。でもこれは詰める事は必要だと思いませんので、詰めます。

◆ 討 論

《反対討論》

渡邊隆三議員

村道大割線道路改良工事（かいじ橋）について反対討論いたします。

小学校裏と村民グラウンド間の道路が拡幅されて、利便性は大変良くなった事は認識しています。それ故この工事自体は賛成です。しかし、下記の理由により反対討論致します。

12月13日、議員に配布された説明資料だけでは、か

いじ橋と歩道の架け替えに1億1220万円も必要なのか理解出来ません。分かなければ、議員が職員に伺いに出向かなければ成らないのでしょうか。

私はそうは思いません。条例でも工事契約でも村民に必要なものだから、提案しているのではありませんか。そうしたら職員として成立に全力で当たつて欲しい。

今回の配布された住宅地図1枚で他に何も無く、1億円超えの工事契約に同意したのでは、私は村民に対して工事内容やその妥当性を説明出来ません。

今後、職員は議会に議案を提出すると同時に、全ての議員が納得出来るような説明資料を用意し配布すべきである。今回はその熱意が全然見られません。以上により「反対致します」。

◆ 討 論

《賛成討論》

大森浩義議員

先程来同じことの繰り返し、入札業者がどうだこうだ、そんなところがメインになつて反対というような状況です。

村民グラウンドの道路拡幅が終わつて、フィットネス前の拡幅が終わつて、その渡る橋が車両が行き違えないくらいに狭さでございます。

これは村民生活の安全のためにも、一日も早く工事を着手して頂いて、交通安全を確保して頂きたいと思しますので、賛成討論といたします。

以上の件は、質疑・討論があり採決の結果、賛成多数で可決されました。

〔賛成議員〕

堀内 義郎・田辺 宏哉
大森 浩義・天野 秋弘
三浦 哲朗・天野 弥一

〔反対議員〕

小林 太伸・渡邊喜久一
渡邊 隆三・渡邊 壽幸
櫻井をさみ

派遣結果報告

議員派遣結果報告の件

◎派遣議員代表

小林太伸議員

地方自治法第100条第13項及び忍野村議会会議規則第123条の規定により、議員派遣を実施したところにより、その結果報告を次のとおり行います。

□実施日

令和元年10月16日

□派遣先

長崎県島原市

□件 名

富士山噴火対策における雲仙普賢岳噴火に係る視察

雲仙普賢岳は、平成2年11月17日に198年ぶりの噴火活動を開始しました。そして、翌年の6月3日に溶岩ドームが大崩壊し、それまでで最大規模の火砕流が発生しました。

この火砕流によって、報道関係者や消防団など死者・行方不明者43人、負傷者9

人、焼失建物179棟を出す大惨事となりました。

雲仙普賢岳の噴火は、平成2年から平成7年まで4年3か月に及び、その間火砕流が約6千回発生し、そのうち数回は流下距離が4kmを越える大火砕流となり、最長は海岸沿いの国道57号の近くまで達したのもありました。

家屋被害は2511棟にのぼり、直接の噴石によるものもありますが、火砕流による焼失が多く、そして過半数は土石流によるものでした。降り積もつた灰が降雨により土石流・泥流となり、大雨のたびに土砂災害被害をもたらしました。

島原では、記録に残る噴火が1663年、1792年、そして平成の1990年の3回ありました。特に1792年の噴火では、噴火を契機に発生した直下型地震により眉山が大崩壊し、さらに、有明海に岩屑がなだれ込み、最大10mの津波が発生し、死者1万人に達する日本最大の火山災害となりました。

こうした中、今回の噴火後も多くの住民が島原を離れず、復興に向けて努力し、

現在も島原で生活を送っています。

長い歴史のある島原という地域は、火山のもたらす湧水や有明海といった自然からの恩恵を受け、火山と共生しながら続いてきた地域なのではないかと感じました。

今回の研修を富士山噴火にあてはめると、雲仙普賢岳噴火で亡くなった方は、いずれも規制区域内にいたことによるものであるため、富士山噴火においては、避難等の確な指示、そして住民もそれに従うことが重要になってくると思います。

また、やはり火砕流というよりも降灰の方が懸念されますが、富士山の裾野が広大なため、事前の対策は極めて困難であります。そのため、現在行っている山梨・静岡との防災会議等、関係機関と連携しながら避難路の整備等、少しずつでも対策を進めていくことが必要だと思えます。

さらに、島原の方々のように、我々も霊峰富士山と同時に火山富士山ということとを再認識し、富士山からの恵みを受けながら火山と共生していくという意識が

高まれば、課題に対して良いアイデアが生まれるかもしれないですね。

今後、今回の研修で学んだことを地域に広め、それを後生にも伝えていけるよう、忍野村議会として努めていければと思います。

以上のとおり報告がありました。

継続審査

- ・ 議会運営委員会委員長
- ・ 総務常任委員会委員長
- ・ 産業土木常任委員会委員長
- ・ 教育厚生常任委員会委員長
- ・ 北富士演習場対策特別委員会委員長

以上の委員会より閉会中の継続審査の申し出があり、全会一致で継続審査となりました。

議会を傍聴しましょう

3階の議会事務局で受付をしていただくと誰でも傍聴できます。

3月定例議会の日程については、議会事務局に問い合わせてください。

お電話でのお問い合わせ

TEL 0555-84-3111

TEL 0555-84-7780 (直通)

ここが聞きたい!!

一 般 質 問

問 い

天野秋弘 議員

ブロック塀の撤去
改修補助について



昨今のニュースでは「首都直下型地震が明日発生してもおかしくない」との警告を繰り返し報じています。したがって地震への備えも緊急の課題だと思います。様々な対策すべきことはありますが、その中でブロック塀の問題について質問します。

昨年6月の大阪北部地震を契機に、学校施設や通学路の危険なブロック塀の調査結果と行った対策を教えてください。

次に、ブロック塀が倒壊すると、通学路での人的な被害だけではなく、避難や救助活動にも支障をきたす

恐れもあります。

そこで、富士吉田市のようなブロック塀の撤去改修への補助制度の創設を求めます。

答 え

天野 満 建設課長

初めに、大阪の事故を受けて学校施設と通学路について小中学校と教育委員会と点検を行いました。結果、学校施設では中学校のグラウンド内に設置してあったブロック塀が危険であると判断し、同年11月に取り壊し工事を行いました。通学路については1ヶ所の危険箇所があり所有者に撤去のお願いと、景観整備推進補助金の説明を行いました。今年度も引き続き撤去のお願いをしています。

次に、ブロック塀等の撤去改修への補助制度の創設であります。本年度4月に県を通じて国より、ブロック塀等の安全対策に係る支援制度調査等があり、山梨県被災建築物応急危険度判定士の資格を持っている職員が現状把握したところ特に支援制度等を作成しな

くても良いと判断したので、議員さんのご理解をお願いします。

再質問

天野秋弘 議員

「被災建築物応急危険度判定士の資格を持つ職員が判断したところ、支援制度等を作成しなくても良いと判断した」とのことですが、村内にあるブロック塀が震度6とか7とかでも倒壊しないという判断なのか。私は危険なブロック塀が存在すると思います。たぶん所有者も心配や不安を持っているのではないかと思います。

富士吉田市の「危険なブロック塀の撤去や改修の補助制度」を紹介します。補助対象は「道路・公園等に面している高さ1m以上のブロック塀・石塀・レンガ塀等を①撤去する場合、②撤去し、フェンス等へ改修する場合」と二種類に分け、補助しています。

こうした制度をつくる考えはありませんか。

答 え

天野 満 建設課長

初めに、村内にあるブロック塀が震度6とか7とかでも倒壊しないという判断なのですかという質問であります。本年4月の調査では、ブロック塀の状況を確認し、倒壊しないと判断をしました。

今は、昨年の6月発生の大阪北部地震後に安全基準に伴う安全点検方法が変わりましたので、震度6とか7では以前に作ったブロック塀は、倒壊する恐れがあるろうかと思われれます。

本村においての安全対策は、景観整備推進補助金があり、ブロック塀の倒壊・災害を防ぐためにも、この補助金を活用して、生垣等の設置をしていただければと考えており、引き続き村民の皆様にご協力して参ります。

再々質問

天野秋弘 議員

景観整備推進補助金があることは承知しています。

緑を増やすなど環境や景観という面では推進することはおおいにして頂ければいいのですが、ただ生垣は樹木を植えるので、定期的に剪定などの世話が必要となります。

ブロック塀の撤去だけとか地震でも倒壊の心配がない木製や鉄製のフェンスを希望する村民の要望には、景観整備推進補助金では対応出来ないのです。

大地震が発生してブロック塀が倒壊し、人命や負傷など人的被害や、救助活動への支障が発生しないようぜひブロック塀撤去改修補助制度をつくっていただきたいと思えます。

答え

天野 満建設課長

ブロック塀撤去改修補助制度をつくっていただきたいという質問ですが、大地震が発生してブロック塀が倒壊し、人命や負傷者などの被害や、救助活動への支障が発生しない為にも、環境と景観を考慮した景観整備推進補助金の活用により、生垣等の設置をしていただ

ければと考え、引き続き村民の皆様には推奨して参ります。

問い

天野秋弘 議員

保育、教育の完全無償化について

3歳以上の保育料が無料になり、本村では給食費も中学生まで無料になりました。保護者のみなさんに大変喜ばれています。

しかし私は、保育や義務教育については保護者の負担がゼロであるべきだと思っています。

そこでまず、住民税非課税世帯以外の2歳以下の保育料、給食費について無償化する考えはありませんか。小中学校の教材費や修学旅行費など義務教育にかかる経費の保護者負担を無くす考えはありませんか。以上2点について答弁を求めます。

答え

渡邊顕麗 教育課長

まず、住民税非課税世帯以外の2歳以下の保育料についてですが、山梨県では平成28年4月から「やまなし子育て応援事業」として第2子目以降3歳未満児無料の施策を実施しており、忍野村では所得制限を撤廃し更に手厚い無料施策を行っております。なお、3歳未満児の給食費は保育料に含まれております。

次に、小中学校の教材費や修学旅行費などの保護者負担についてですが、忍野村では学校教育につきましては様々な支援をおこなっております。例えば、総合学習費として小中学生一人当たり2千円の補助をし、各学年で子ども達のために教育教材費等に自由に使える内容のものや、中学校において部活動の遠征バス代の補助も行っております。また、今年度の9月より学校給食の無償化も行っておりますので、完全無償化につきましても財政状況を考えながら検討していく必

要があるものと思っております。

再質問

天野秋弘 議員

3歳未満の第一子は保育料が無料ではないのですよね。そこを無料にして保育にかかる費用をゼロにする考えがないか答弁を求めます。

早川町の宣言を紹介します。「早川町は、日本で一番人口の少ない小さな町ですが、町づくりの根幹である子どもを大切にし、『子どもは地域の宝』を具体化するため取り組みを行っております。そのため、平成24年度から町内の小中学校に通学する児童や生徒の教材費や給食費、修学旅行費など義務教育にかかる経費を町が負担することに決定しました。」というものです。村が義務教育にかかる経費を負担すべきです。答弁を求めます。

答え

渡邊顕麗 教育課長

3歳未満児の第一子の保育料の無料については、多

3歳未満児については、多子世帯の経済的負担を軽減することにより、2人以上の子どもが持てる環境を整備するための国、県における施策によるものであるため、今後の検討課題といたします。

再々質問

天野秋弘 議員

検討をしていただけるとうなので是非とも前向きな検討を期待して質問を終わります。

問 い

田邊宏哉 議員

健康づくりと医療費について



本年、11月15日に忍野村国民健康保険運営協議会に於いて、平成30年度忍野村国民健康保険特別会計決算の委員会がありました。

収支状況をみますと、歳出の保険給付費（医療費）が占める割合が約7割となっており、長寿社会になり今後増々村の財政負担となります。

忍野村では、忍野スポーツクラブ（OSC）が、一人当たりの医療費が山梨県一少ない村を目標に掲げ活動しています。OSCは忍野村の外郭団体である一般社団法人で村からの補助金

等で運営されておりますが、OSCへの丸投げ感が否めません。役場内全課でOSCと連携し村民の健康づくりに取り組み、OSC基本理念3つ目の目標「村民誰もが一週間に一度は、スポーツ活動を行う村」を実行し健康長寿な村にしましょう。OSCが掲げる理念1の「一人当たりの医療費が山梨県一少ない村」を実現するため、どの様な取り組みをしているのか質問します。

答 え

天野正保 住民課長

現在の国民健康保険を取り巻く環境は、社会保険等への移行に伴う加入者及び加入世帯の減少や、高齢者の割合が大きいため医療費水準が高いなどといった構造的な問題を抱えております。これは国民健康保険税の収入が伸びない中、医療費支出は多くかかることを示します。本村におきましても、国民健康保険特別会計の医療費はここ数年5億円前後を推移しており、高止まりの状況が続いております。加

入者の高齢化や医療の高度化などによって、この傾向はますます強くなっていくことが予想されます。

こうした構造的な課題を解決するために国民健康保険は平成30年度から広域化され、都道府県と市町村の共同運営となり、2年目を迎えております。広域化を迎えても、資格管理、保険給付、保険税率の決定、賦課徴収、保険事業などは引き続き市町村が担うことになり、変わりはありません。

議員質問の「医療費削減を実現する為の取り組み」であります。支出抑制策につきましても一例といたしまして国民健康保険人間ドックの検診充実を図るべく、本年度から、対象者を40歳から74歳までに拡大するなど、各種保険事業の推進に伴い利用者にとって利用しやすい環境を整え、更には健康診断未受診者に対し通知による受診勧奨を行うなど、利便性及び受診率の向上や、ジェネリック医薬品の使用促進など医療費の適正化を図っております。また、高齢者医療につきましても、連携を図りなが

答 え

渡邊顕麗 教育課長

ら同様に対応してまいります。

まず、忍野スポーツクラブは「スポーツ基本法」により各市町村に一つの「総合型地域スポーツクラブ」を設置することになっており、平成21年2月に設立準備委員会が設置され、平成23年3月に発足されました。当初は7種目、7教室、会員86名でスタートしましたが、現在は22種目、33教室、会員355名と発展を遂げています。また、「10年後の自分、描いていますか？」とのキヤッチフレーズで3つの基本理念を掲げ取り組みをされており、決して丸投げではなく、常に教育委員会と連携しており、自主運営が出来ている素晴らしい団体であります。

更に、忍野スポーツクラブと連携して、忍野村では平成27年6月にフィットネスセンターを開設しました。この施設は、よりスポーツ活動の拠点となり、スポーツ活動への参加を促進し、

スポーツ実施率の向上による将来的な医療費の削減等、健康の増進及び地域住民の交流の場として生きがいのある地域社会を創造するためにスポーツを通して健康増進の取り組みを行っております。

再質問

田邊宏哉 議員

①今年、10月に消費税の2%増が実施され、大半が医療費などの社会保障に充てられる国の方針です。他に流用される様、適正に処理され使われる事を信じております。

本村の平成30年度国民健康保険特別会計収支表から保険給付費として約5億円給付しております、給付を受けた人数と年齢をお示しください。

②OSC会員355名は発足当時からすると増えていますが、忍野村の人口9600人からすると、まだまだ飽和状態ではないと思います。

本村では、他自治体に比べスポーツ施設や環境などが整い、活発な活動を行っていて、稀にみるスポーツ

実施率の成功例と聞きますが、
が、スポーツと健康増進促進の為、今後における目標や増々活動的にするための施策をお答えください。

③現在、忍野村では看護師が長期医療機関に掛っている患者に聞き取りなどしているが、その結果をどう生かしているのか。

以上3点の答弁を求めます。

答え

天野正保 住民課長

先ず、質問①の平成30年度国民健康保険特別会計収支表にあります約5億円の保険給付費について、「給付を受けた人数とその年齢」

でありますが、年齢については0歳から19歳、20歳から39歳、40歳から64歳、65歳から74歳の4階層に区分して、更には実情に近づけるため自己負担も含めた医療費の数値にて答弁をさせていただきます。

0歳から19歳については、被保険者数253人、医療費総額1754万円、1人当たり医療費6万9千円、20歳から39歳については、被保険者数286人、

医療費総額2658万3千円、1人当たり医療費9万3千円、40歳から64歳については、被保険者数590人、医療費総額1億8244万4千円、1人当たり医療費30万9千円、65歳から74歳については、被保険者数595人、医療費総額2億9965万4千円、1人当たり医療費50万4千円であります。

次に、質問③の「本村では保健師が長期に亘り医療機関に掛かっている患者に聞き取りなどを行っているが、その結果をどう生かしているか。」であります。本事業は忍野村後期高齢者医療重複・頻回受診者等訪問指導業務として実施しているところであり、

実施業務の主な内容といましては、山梨県後期高齢者広域連合が選定した対象者の自宅等を保健師が訪問し、指導及び相談を行うものであります。

訪問指導対象者選定基準といたしましては、「重複受診者」2ヶ月連続して、同一疾病での1ヶ月あたりのレセプト枚数が2枚以上「頻回受診者」3ヶ月連続して、同一医療機関での1ヶ月当たりの受診回数が15回以上「重

複投薬者」3ヶ月連続して、3機関以上の投薬であります。また、訪問等により対象受診者等に本事業の趣旨をご理解いただく中で、医療費の削減に努めてまいります。尚、国民健康保険につきましましては、訪問指導対象者は本村で選定しており、選定基準は若干異なりますが業務内容は同様であります。

答え

渡邊顕麗 教育課長

スポーツと健康増進促進に向けては、高齢化が進展する中、健康寿命を延ばし生き生きと暮らせる心身を保つことが重要であり、生涯スポーツの推進を図ることにより、健康寿命の延伸を目指します。

取り組みとしては、普段体を動かす機会の少ない方を対象として軽い運動を行う機会を提供するなど、健康寿命を延ばす生涯スポーツの推進や既存のスポーツ施設を有効活用し、村外からも参加可能なイベントや催しを開催する等、村内外の交流の拡大に努めて参ります。

再々質問

田邊宏哉 議員

本年度の健康まつりの準備会に於いて中学校の校長先生より子供たちの体力低下が危ぶまれておりました。

生涯学習の一環として社会教育委員やスポーツ協会と連携し村民の体力向上が図れば反比例し医療費削減につながります。住民課で算出した「給付を受けた人数とその年齢」のデータをグラフ等に可視化し広報おしりや健康まつり等で健康づくりが医療費削減に成ることを合わせて周知して下さい。

最後に「重複受診者」「頻回受診者」「重複投薬者」の詳細な説明と問題点を伺います。

答え

天野正保 住民課長

後期高齢者医療の「重複受診者・頻回受診者・重複投薬者」の訪問指導対象者選定基準について説明いたします。

先ず、重複受診者は2ヶ月連続して同じ病名で別々の病院で受診している方が対象となります。例えば高血圧など同じ病名であれば薬が二重に処方され、それにより健康被害が生じる恐れがあることなどを指導します。

次に、頻回受診者は主に接骨医やあんま、針灸の診療所で1ヶ月に15日(回)の受診を3ヶ月連続して受診している方が対象となり、それだけ受診しても状況が改善されないようであれば、違う疾病の可能性も疑われることから別の病院で受診することなどを指導します。

重複投薬者は3ヶ月連続して、3箇所以上の病院から投薬されている方が対象であり、お薬手帳の正しい活用ができていないと判断し、係りつけ薬局で処方することなどを指導します。

その結果、薬の二重処方や飲み合わせのチェックも可能となります。

また、適正受診の促進という本事業の趣旨をご理解いただく中で、医療費の削減にも繋がると考えております。

問

堀内義郎 議員

各課の新規取り組
み状況について



住民の中には、役場職員に対して「役場っていうところは、ろくな仕事もせず高い給料をもらえていいなあ」との声を耳にしたりしますが、私は役場職員たるもの「村民の安心・安全な暮らしを維持するため」や「村の発展繁栄のため」、また行政サービスの上日々目を向け考え、粉骨砕身の思いで行政に取り組んでいると信じています。役場職員のそのような努力ややる気こそが将来の忍野村の発展繁栄に繋がる原動力ではないのでしょうか。人はみな、楽

をして給料が貰えるなら、わざわざ苦勞をし、面倒な仕事を自ら増やそうとは思わないと思います。そういった意味でも村長は職員の配置にも悩み、考えたうえで、適材適所に職員を配置していただいているものと思っています。

そこで村長にお聞きいたします。昨年、今年の二年間で各課が通常業務以外で村民向けサービスとして新たに組み組んだこと、また新規事業や新規取り組みなどがありませんでしたら、課ごとにお聞かせください。

答

天野忠純 総務課長

各課の取り組み状況につきましては、一括して説明させていただきます。

はじめに総務課ですが、運転免許証自主返納制度の取り組みを行っております。内容につきましては、運転免許証を自主返納した高齢者に対しまして、車等に代わる移動手段として、バスや電車に利用できるICカ

ード式バス乗車券1万円相当を交付することにより、高齢者の運転による交通事故の抑制や公共交通の利用促進を目的に実施するものです。

企画課では、忍野村、山中湖村、富士吉田市を巡回している「ふじっ湖号」の運行経路の変更を行い、100円で利用出来る停留所が増えたことで利用者の利便性を図りました。

観光産業課では、平成30年度から、村民保養券の利用施設等の選択肢の拡充（従来の施設に加え、伊東観光協会・修善寺温泉旅館協同組合・天城湯ヶ島温泉旅館組合・立科町観光連盟が新規参入）と特産品開発の推進、森の学習館の展示物や設備・利用方法などリニューアル、写真集第4集の発行を行い、また、平成31年度から農作物の種子・種苗購入費の補助を行っております。

環境水道課では、有価物ステーションの設置を、平成31年4月1日から役場南側、令和元年7月1日から平山地区の旧自治会館前に有価物ステーションを設置して、

24時間回収できるようにしました。住民の皆さまが家庭ゴミを分別し、ゴミの排出量を減らすことが目的です。

建設課では、村で2年前よりA銀行と「A銀行住宅ローン」を提携しており、通常より低金利でローンを組むことができるという内容ですので、村民の経済的負担軽減に繋がります。定住促進を図るためにも、有利なものでA銀行と「A銀行住宅ローン」の提携契約を締結しております。

なお、同案件同様で独立行政法人住宅金融支援機構とも協定を締結しております。

住民課では、国民健康保険人間ドック充実を図っております。昨年度は、国民健康保険の人間ドック対象者は40歳から60歳までであり、5歳刻みでありました。

国民健康保険の人間ドックにつきましては、近隣市町村と比較いたしましたも対象者が限られておりましたが、働き盛り世代の検診充実を図るべく、本年度から対象者を40歳から74歳までに拡大し、更に5歳刻みの制限も撤廃し事業実施し

ているところであり、受診者数も増加している状況であります。

税務課の新規事業や新規取り組みにつきましては、登記情報のイノベーションを行い、窓口業務及び事務効率化のため、登記データ管理システムを導入しました。登記データ管理システムは、法務局から本村の土地及び家屋登記情報を電子データ化し、GISシステムと連携させることにより高度な土地情報の管理を展開します。土地家屋台帳から電子データ化することにより事務効率化されます。また、令和2年度からの電子データの閲覧を予定しています。

教育委員会では、平成30年度に認定こども園の開設（2歳児及び2号認定者の受け入れ）と、ぬいぐるみのお泊り会を図書館で実施しました。令和元年には、小学校の学校給食費の無償化と、区域外就学している児童・生徒にも補助金の交付を9月より行っております。

また、10月より幼稚園の給食費の無償化を行っております。オリンピック関係事

業では、3×3の大会の開催（もろこしカップ）やフランス語講座の開催（企画課主催）をしました。また、トレイルレース第10回記念大会やギネス世界一に挑戦し認定されました。

福祉保健課の新規村民向けサービスについては、電子母子手帳の交付、高齢者外出支援サービス（タクシー）、高齢者外出支援サービス（買い物）、「ここにココレンドー」作成配付、認知症高齢者GPS購入費等助成事業などを行っております。

再質問

堀内義郎 議員

総務課長の答弁で、村民へのサービスとして村では色々考えてくれていることは分かりました。中でも高齢者や児童・生徒に対してのサービスは向上されていると感じています。高齢者を抱えている家族や児童・生徒の保護者は感謝していることと思います。しかしながら、障害者や未就学児等に対するサービスは無いように感



じました。

忍野村は、わずかではあるが人口増が続いている、県内でも数少ない自治体と聞いています。また、近隣市町村と比べても子供数が多い忍野村としては、小学校建設が喫緊の課題であるとも伺っています。

その様な中で、障害者や未就学児等に対するサービスを今後どのように考えていくのか、具体的にお聞かせください。

答 え

渡邊小百合 福祉保健課長

また、障害者や未就学児等に対して現在実施しているサービスや取り組みなどがあれば併せてお聞かせください。

障害者や未就学児等に対して現在実施しているサービスや取り組みについてですが、新規事業も含め、現

在取組んでいる事業につきまして回答させていただきます。

障害者及び障害児につきましては、日常生活や社会生活を送るために必要な支援を受けられるための公的サービスとして、訪問系のサービスや児童の通所サービス児童発達支援や就学児童の放課後等デイサービス他多様なサービスがあります。その内、3歳から5歳までの障害のある子どもについては児童発達支援等の利用負担が、幼児教育保育の無償化と同時に無料となっております。

村の独自の事業では、親睦や友愛を深めることを目的に18歳以下を対象とした「ふれあいバス」、18歳以上を対象とした「ひまわりバス」などの日帰り社会見学や、社会福祉協議会による運動不足の解消や交流を目的とした「障害者体操教室」を実施しております。

次に、未就学児等につきましては出産後4カ月までの乳幼児への全戸訪問、各種予防接種費用助成、18歳までの子どもの医療費窓口

無料化、小規模保育事業「森の中の保育園エンジェルの森」を認可し、未満児における保育の受け皿の拡大、幼児教育保育無償化対象児童の給食費無償など、子育てにおけるサービス拡大や負担軽減を図っております。

今後につきましては、他のサービスも含め更に充実できるよう努めてまいりたいと考えております。

再々質問

堀内義郎 議員

先ほど、福祉保健課長より障害者や未就学児などに対しての取り組み状況について説明していただき、忍野村では様々な取り組みを行っていることが良くわかり、家族にとっては有り難いサービスであると感じました。今後も村民のために更なる住民サービスの向上を考えていただけるよう要望し、一般質問を終わります。なお、答弁は必要ありません。

問

渡邊壽幸 議員

災害防止の取り組みについて



①短期的な対策②中期的な対策③長期的な対策はありますか。あればどのような対策か具体的にお示しください。

答 え

大森 昇 企画課長

地球温暖化の影響から海面の温度も上昇し、それにより日本各地でゲリラ豪雨が頻発し、中には災害にも繋がるほどの降水量となり、本村でも対応策を講じて参らなければならぬと考えております。

近年、気候変動の影響が災害が多発しております。本村にとって非常に重要と思われる豪雨に対する根本的な議論や対策がされておられません。近年各地で多発しております線状降水帯による豪雨にはとても対応できないと思います。箱根町では10月に24時間雨量が942.5mm(約1m)を記録しました。本村にもこのような雨が降る可能性は十分にあるのです。温水溜池は決壊し、忍野村の大部分は床上浸水や家屋の流失など甚大な被害が発生するでしょう。想定外だったでは済まされません。

そのことを受け、村では、基本計画に基づき概ね5年以内の実施すべき施策として、浚渫や支障木の撤去等河川の維持管理に努め、また浸水被害を未然に防ぐため雨水排水系統の見直しを行いゲリラ豪雨にも耐えうる排

水路計画を進めております。

再質問

渡邊壽幸 議員

線状降水帯のような、突然の豪雨の対策は全然されていない。危機感もない。

1年以内の対応としては東電の取水口付近の開閉ゲートを事前にコントロールして、桂川の水位を下げる。3、4年スパンの対策としては、何回か一般質問で提案したが七島、尾鼻地区に大規模な多目的人工池を造成し、ここに水を溜め、下流域の災害を防止する。など考えられる。

第6次総合計画には、豪雨対策としてわずか3行記されている、5年以内はその対策を実行すると答弁しているが、2年6ヶ月過ぎた今も具体的な答弁ができないという事なのか。企画課長では、この答弁をもとめる。

答 え

大森 昇 企画課長

はじめに、「東電の取水口付近のコンクリートの堤防にある開閉ゲートを東電と

協議を行い、事前にコントロールして桂川の水を下げるための協議を行っているか」とのご質問につきまして、

東京電力と協議を行い開閉状況について把握しております。この堰堤ゲートにつきましては水位が15cm上昇しますと自動で倒れる仕組みになっております。この仕組みにつきまして、平成30年8月28日に、産業土木委員会の議員の皆様と、一緒に現地におきまして、東京電力職員に実際に可動させていただきました状況を確認しております。

次に、「豪雨やため池決壊などの氾濫水から下流域の災害を防止することも重要な対策では」とのご質問ですが、現在、山中湖からの桂川排水も考慮し村内の河川や排水路の現況調査を行なっております。更に、国では10月の台風19号を受け、河川氾濫時における「調整池」の重要性・必要性を再認識され、検討に向け動き出している」と山梨県農務部より情報もいただいておりますので、これら調査結果等を踏まえて排水の分派や一時的な貯水を行なったあと河川へ排水するなど、具体的な対策を講ずるよう努力し

て参りたいと考えております。

次に、内野ため池の管理徹底であります。これらも巡回監視を始め、専門家による定期的な検査の実施に努めて参ります。

次に、支障木の伐採ですが、平成29年に内野区会にて環境整備事業として賀背川・三ツ木川の除草作業等実施した際に、当地区関係者の皆様の同意をいただき、三ツ木川のの上流から下流まで堤体の樹木を伐採しております。平成30年からは賀背川の浚渫工事も実施しております。

次に、第6次忍野村総合計画に基づく豪雨対策としては、先ほどもお答えさせていただきましたが、浸水被害を未然に防ぐため雨水排水系統の見直しを行い、ゲリラ豪雨にも耐えうる雨水排水路を整備することだと考えております。また、排水路計画を進める上で、雨水排水の排水先である桂川・新名庄川の流下能力を向上させるために、山梨県と桂川・新名庄川の改修協議も併せて進めて参りました。

現在は、渋川の分派計画及び村全域の雨水排水路計画に着手しておりますが、雨水排水路の整備が完成す

るまでは浸水被害等が発生しないよう、浚渫や支障木の撤去等河川の維持管理に努めて参りたいと考えております。

再々質問

渡邊壽幸 議員

災害は予期しないときに想定外の規模でやってきます。

大規模な地震災害に対する訓練は行われていることは承知しておりますが、豪雨、洪水のときの避難場所等は周知、徹底されていきますか。答弁を求めます。

内野のため池について、定期的なチェックを行うということですが、これも重要ですが、線状降水帯による豪雨の時の対応は具体的にできておりますか。答弁を求めます。

過日の全員協議会の時に、忍野村は雨量計、風速計がなく、小学校のものからデータを得ているということですが、たいした金額でもない重要な機器をなぜ設置していないのか。答弁を求めます。

答 え

天野忠純 総務課長

豪雨・洪水の時の避難場

所は周知、徹底されているかにつきましては、豪雨や洪水、土砂災害の危険がある地域と避難施設を示した土砂災害ハザードマップを作成し全戸配布しております。

現在、さらに見やすい忍野村防災マップを作成中で、土砂災害ハザードマップをメインに作成し、年度内に全戸配布する予定になっております。避難勧告や避難指示を発令しますと、防災無線や消防団による広報、避難勧告等対応連絡表により住民に避難所の開設状況を周知する体制になっております。

次の、内野の「ため池」の豪雨時の対応は、先ほどの忍野村防災マップに新規に組入れる「ため池」が決壊したときの浸水深を示すことにより、早めの避難や避難経路への活用を示しています。ホームページにも長期間載せてありますが、忍野村防災マップにより全戸配布しさらに周知していくことを考えております。

次の、雨量計・風速計がなく、小学校のものからデータを得ているということですが、小学校に設置の気象観測計は忍野村で設置し活用しているものであります。

忍野村には気象庁や県の治水課、砂防課で設置の気象観測装置がなく、村では毎所要望しているところであります。

問 い

渡邊壽幸 議員

予算編成について

例年、予算を編むにあたり、多めに予算を取るように感じられてなりません。多く見積りし予算計上することは事業の件数が減ることになり、他に執行したい事業があつても予算不足で出来ない、またアウトな予算計上は余った予算を他に流用するなど決して良い結果は生みません。

特に建設費や土地及び物品の購入費などは、積算、見積り、査定により大きく変わります。同一項目内の流用は許されているようですが、これとて好ましいことではありません。

きつちりとした積算査定を行い、もし不足のときはその理由を明確にして補正を組めばよいと思われませんが、村当局の考え方など、答弁を求めます。

答 え

天野忠純 総務課長

村長から、令和2年度当初予算編成については、有効な補助金等の活用と将来にわたり持続可能な財源の確保や既存事業の徹底的な見直しを行い、金額の算定に当たっては十分に精査すること。また、新規事業や大規模事業については、優先度や村民のニーズに合致している事業か、将来的な維持費や更新費も必ず発生することを念頭に置き、限られた財源を真に必要な事業に配分できるよう配慮したうえで、予算編成をするよう指示を受け、予算編成に取り組んでいます。

また、予算の不足等が生じた場合は補正予算で対応させていただいております。予算の流用については、予算の執行上やむを得ない事情が生じた場合行っておりますが、極力予算の流用が生じないよう予算の編成段階から金額を精査していきたいと考えております。

再質問

渡邊壽幸 議員

以下、なぜ優先と判断したのか説明を求めます。

①日久保支線の行き止まりの道、排水工事のみで良いのではないかと
②モーターを2500万円で購入、計画も示されず放置してある。

固定資産税の増額であるが、1200万円の税収の為、忍野村の観光産業に関わっている人達のやる気を無くするような施策は止めるべき、税収の形態がよく似ている山中湖村は徴収していない。歳入を増やす方法をもっと考えるべき。

ふるさと納税にしても税収が増えていない。

返礼品目がこの制度が始まった時と変わらず4、5品目で4年間変化なし。300万位の実収入で、流失は約7千万円位ある。この差は何か。

このほかにも、入札を一般入札にすれば、現況の予定価格に対する落札率97%前後から90%前後になることは間違いなく、約1億円の支出の削減になる。

以上のような提案を致します。

答え

天野 満建設課長

質問①の白久保支線道路は、排水路工事のみで足りたのではないかとという質問ですが、上白久保線周辺の道路計画は、第8次北富士演習場使用協定において、旧鎌倉往還を利用して道路計画を要望しており、以来実施に向けた問題点の整理とこの問題点をどのように解決していくのが検討されてきております。

平成26年度に測量試験費を予算計上して、旧鎌倉往還を利用した道路計画を作成しておりますが、この旧鎌倉往還に接続するいくつかの道路計画も構想の一つとして組上に載せてあります。この上白久保線もその道路計画の一つであり、関係地権者に平成29年8月に道路計画を説明し賛同を頂き、道路用地を村に寄付して頂いたもので、村としては、計画があるので協力をいただいているところから、実施するという結論に至った

ので、近隣の住民生活に支障がないよう排水路を含む道路工事を実施しました。

答え

天野忠純 総務課長

2点目の、土地購入の件につきましては、購入目的は景観保全が主な目的です。忍野入口から入ってくる観光客の皆さまや美術館からの眺望を考慮すると共に、忍野入口から忍草の裏山・高座山までの尾根の利用について「みせる富士部会」の提言も考慮して購入したものです。

次の固定資産税の件につきましては、雑種地評価の均衡と税負担の公平性を図るために、雑種地の内宅地比準の土地について、その資産価値に即した評価の適正化を図るため行ったものですので、ご理解を願います。

次のふるさと納税の返礼品については、総務省からの通達により基準等が厳しく定められております。中でも「返礼品の生産や返礼品の原材料の主な部分が生産されたもの」などの定義がされているため、区域内における返礼品協力事業者が極めて少ない

というのが現状です。

忍野村としては、村内にある事業者が協力していただき返礼品を増やす努力をしておりますが、中々事業者が増えない理由としては返礼品協力事業者がサイト運営会社から寄付者の情報を受け、梱包から発送、請求といった一連の事務手続きを行わなければならないため、そのことが足かせとなっているのではないかと推測しておりますが、今後も引き続き返礼品協力事業者を村内に求めていきたいと考えております。

次の入札についてですが、電子入札については、年間の入札実施日数が10日前後とさほど多くなく、導入経費や維持費に対する費用対効果も低いことから導入は、今は考えておりません。一般競争入札につきましては、現行の指名競争入札方式に対する検証と分析を重ね、必要に応じて導入を考えて参ります。

再々質問

渡邊壽幸 議員

旧鎌倉往還の道路計画は境界や環境省などの問題があり、先に進めない。この道路により一人の為に村費を使っているの

はないかと思うが如何か。優先と判断して予算計上したのなら旧鎌倉往還の道路具体的な工程を示すよう求める。

忍野村は構想だけで計画も関係住民にも説明されていない土地を購入するのか。答弁を求める。

ふるさと納税の返礼品では何もしていないことの言い訳に過ぎない。

山中湖村では、寄付金額増額見込みの補正予算として8042万円を組んだ。この報道を受けてどう思うか村長に答弁を求める。

一般競争入札についても検討していくとの答弁であるが、多くの自治体ですでに実行されている。

固定資産税の現行の2倍の課税は、観光や建設産業の芽を摘み取るような課税には反対する。

建設残土の処理では、希望者に提供など他の処理不法を考へなかつたのか、答弁を求める。

答え

天野 満建設課長

初めに、旧鎌倉往還について、境界や環境省などの問題があり、先に進めない

ことを把握しているにもかかわらずという事ですが、境界については現在も関係機関と協議を進めています。環境省については、平成28年、29年で既に、動植物の調査は完了しているので、工事設計書等の関係書類が出来上がり次第、特別区域内工作物の新築許可申請書を提出する運びになっております。

決して一人の利益の為に、この道路を作ったものではなく、再質問でもお答えしたとおり、上白久保線周辺の道路計画は、第8次北富士演習場使用協定において旧鎌倉往還を利用して道路計画を要望しており、以来実施に向けた問題点の整理とこの問題点をどのように解決していくのが検討されてきております。

平成26年度に測量試験費を予算計上して、旧鎌倉往還を利用した道路計画を作成しておりますが、この旧鎌倉往還に接続するいくつかの道路計画も構想の一つとして組上に載せてあります。この上白久保線もその道路計画の一つであり、関係地権者には道路の雨水を水路又は排水路に導く側溝が整備されておりますので、

関係地権者に平成29年8月に道路計画を説明し賛同を頂き、道路用地を村に寄付して頂いたのが、近隣の住民生活に支障がないよう排水路を含む道路工事を実施しました。

次に、「建設残土の処理について、村民が必要ならば無償で提供するか、鐘山線で桂川より低い道路部分があるが、この残土を使って、道路を嵩上げするか考えますが、残土の中でも提供できるもので、村民が必要であれば無償で提供は可能であると考えております。

答 え

天野忠純 総務課長

土地購入の件につきましては、以前と同様の建物が建築されるとは思いませんが、地権者の考えによりどの様に利用されるかわかりません。先ほど答弁いたしました、忍野入口から入ってくる観光客の皆さまや美術館からの眺望を考慮し購入しました。目的は景観保全が主な目的です。併せて「みせる富士部会」の提言も考慮したものです。

次の入札については、厳正に執行しております。入札方式については、色々な方式のある中で、現行の入札方式で行っておりますが、指名競争入札方式に対する検証と分析を重ね、必要に応じて一般競争入札等の導入を考えて参ります。

答 え

大森 昇 企画課長

ふるさと納税についてはお答えいたします。

ふるさと納税の返礼品につきましては、先ほどもお答えいたしました。総務省からの通達により基準が厳しく定められているため、基準を満たした返礼品協力事業者が村内には少ないというのが現状です。

しかしながら、ふるさと納税をしていただくためには納税者にとって魅力ある返礼品を提供することが必要ではないかと考えておりますので、引き続き返礼品協力事業者を村内に求め一人でも多くの方に「ふるさと納税」していただけるよう努力して参りたいと思っております。

答 え

渡邊 仁 税務課長

「固定資産税の現行の2倍の課税」については、平成30年度課税に際し、評価の適正化と公平性を図るため、航空写真を利用した現況確認を実施し、地目と課税面積の見直しを実施し、雑種地評価については均衡と税負担の公平性を図るために、雑種地のうち宅地比準の土地について、その資産価値に即した評価の適正化を実施しました。さらに平成30年度、31年度分の雑種地の課税については、緩和措置として比率割合を3分の1としておりました。

来年度より、当初の予定のとおり緩和措置がなくなりますので、当該雑種地所有の納税者の皆様には、減額措置がない税額になりますので、ご理解とご協力をお願いするべく広報活動に当たっております。

ですので、「固定資産税の現行の2倍の課税」になるとは考えておりません。

答 え

天野勇人 環境水道課長

再々質問の中の、議会開会中に入札が行われた、入角線の下水道工事の残土処理について議会で説明を受けた記憶がないことについての説明と資料の提供を求めるとして、環境水道課からお答えします。

平成31年度特別会計歳入歳出予算書に工事請負費として予算計上してありますが、説明が不足しておりましたので、議員ご指摘の点を踏まえ、今後は、図面に示し、詳細な説明を心掛けたいと考えております。また、資料につきましては、別紙のとおり提供させていただきます。

さて、ご質問の村道入角丸尾岸線下水道工事に伴う残土運搬工事の実施にあたり設計書作成の前段階として、地質調査を実施しております。

地質調査の結果から、二つ目は水位が高く水分を多く含むこと。二つ目は粘性土が多く含まれており地盤が軟弱で強度が不足している結果となりました。地質調査結果を基に残土受け入れ側である山

梨県建設業協会と事前協議したところ、水を含んでいる残土は受け入れが出来ないので、水を抜いてから搬入するよう指示がありました。

忍野村としましては、指示どおり村のストックヤードに一旦仮置きし水抜きを行った後に、村道入角丸尾岸線下水道工事に伴う残土運搬工事を発注いたしました。

平成29・30年度に実施した村道入角丸尾岸線下水道本管布設工事の道路延長は1654m、幅員は平均で1.90m、深さは平均で2.15mとなり、残土量は合計で6748m³になります。

また、議員ご提案の残土を利用しての道路の底上げや村民への無償提供につきましては、地盤が軟弱で強度が不足している結果となりましたので、道路の底上げや宅地の造成には適さない地質であると判断し、残土として処理することに決定しております。

今回の残土処理は、国土交通省の社会資本整備総合交付金の補助対象事業として認められております。補助金を活用しての残土処理は忍野村にとって有益であると考えております。

問

櫻井をさみ議員

災害・防災対策 について



災害や防災の対応についてメディアなどでも細かく伝えるようになり、もし、現実にこのような災害が起きたら、どれだけのことができるか「不安」になります。地震、集中豪雨、大雪など、それぞれの災害でとるべき対策・対応の違いがあります。忍野村で想定される災害について、自分で自分の身を守ることや、防災に対しての情報をより知りたいという声を耳にします。もしも断につながるかと考えられます。5項目の質問を求めます。

- ① 「災害・防災講座」の開催
- ② 緊急時の電話連絡網整備の状況
- ③ 要支援者名簿の開示
- ④ 液体ミルクの現状
- ⑤ 防災士育成の補助

答

天野忠純 総務課長

1点目の、災害と防災について講座の開催についてですが、今年の3月28日に国から「避難勧告等に関するガイドラインが改定される警戒レベルの運用について」が発表されました。

さらに、3月29日に「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応」が発表され、議員ご指摘のとおり防災講座の開催は必要と認識しております。

現在までに、区会を中心とする自主防災会役員の皆様には説明会を行い、住民の皆様にはチラシ、広報を通じて周知を行ってきていますが、今後は山梨県の出張講座などを活用した防災講座を開催していきたいと考えております。

2点目の、緊急時の電話連絡網整備につきましては、以前ご質問にお答えした通り、毎年役員交代時に連絡表を作成して対応しています。区会役員・民生委員・婦人会の皆様方の協力により完成しており、防災会議において配布しております。現在12月に変更になりました民生委員の皆様の名簿修正を行い配布を予定しているところ です。

3点目の、要配慮者名簿の開示につきましては、現在、国で示されており各団体に提出してありますので、避難支援を行う役員の皆様は確認を行うことができます。ちなみに名簿の提出先は、消防本部、消防団、警察署、民生委員、社会福祉協議会、区会等（自主防災組織）です。各団体の皆様には災害対策基本法に基づき守秘義務が課せられていることを説明し配布しております。

4点目の、液体ミルクの現状についてですが、液体ミルクは賞味期限が3か月から1年と短く、各ご家庭における利用状況が把握できていないため、忍野村に

おいてはドライミルク、アレルギー対応ミルクを備蓄しております。今後、安全性や実際の使用状況を調査し、多くのご家庭の利用が確認されれば備蓄していきたいと思っております。

5点目の、防災士育成の補助については、防災士受講には、講習会の受講が必須であり、甲斐の国防災リーダーとして山梨県で開催しています。忍野村では毎年職員2名が受講しています。甲斐の国防災リーダーの受講費用については、県が2分の1、市町村が2分の1の負担で受講することができます。防災士の受験費用・登録料については、周辺市町村では統一されていません。甲斐の国防災リーダー以外の講習会もありますので、受講費用の補助については今後、検討を行い議会のご理解をいただく中で防災士等の育成に努めて参りたいと考えております。

再質問

櫻井をさみ議員

毎回災害が起きるたびに「今まで生きてきたが、こんなことは初めての経験です」インタビュウの度に聞かれる声です。

これだけ、日本列島北海道から九州沖縄まで災害が多くなると、情報が細かく伝達される必要があると思えます。

例えば、自主防災役員に説明を行うことも大事なことでありますが、「公助」の立場として住民にもっと浸透させる必要がありますか。

山梨県の出張講座などを活用して行うということですが、丁寧に説明を重ねること、講座の開催回数を増やすこと、地域防災リーダーの養成を行っていくことを重ねてお願いたします。

答

天野忠純 総務課長

議員ご指摘の、地域防災

リーダーの養成や実際に相応した講座の開催につきまは、開催回数を増やすなどして対応していきたいと考えております。

次の液体ミルクにつきまは、安全性の確認や実際の使用状況を確認したのち備蓄していくと回答しました。乳児に使用する場合には保管状況や賞味期限、日数等が課題になると思われるため、今後慎重に調査をおこない、取り入れていきたいと考えております。

次の防災士資格所得者につきまは、今までに10人の職員が受講しております。男性9名、女性1名です。議員ご指摘のとおり、多くの村民皆様に、防災士資格の取得ができるよう考えて参ります。

再々質問

櫻井をさみ 議員

住民対象講座の開催や、地域防災リーダーの養成・防災士育成への補助などにより人材育成がされ、災害が起きた時、忍野村と住民

が相互に協力をを行い効果的な災害対応につながることを期待しています。

職員の防災士資格者が男性9名、女性1名との事ですが、災害時には女性の人材も重要です。女性職員の人数をもっと増やす必要はありませんか。

忍野村の「災害時における協力に関する協定」締結について伺います。何処とどのような締結をしているのか(資料提出)と、災害時に締結先との対応策がどのようにになっているか、お答えください。

答 え

天野忠純 総務課長

災害時における協力に関する協定につきまは、災害協定一覧表を提出させていただきます。

締結先との対応策がどのようなになっているかにつきまは、通常災害発生時に災害対策本部員が各締結先に協力依頼を行うようになっていますが、杉並区を中心とした自治体スクラム

支援会議では被災自治体からの要請を待つことなく人的支援や支援物資を供給する、「プッシュ型支援」を構築してあります。

具体的には、忍野村に大規模な災害が発生したときには、杉並区や青梅市、南伊豆町が災害対策本部支援要員や支援物資(国の計画の6品目)を要請しなくても供給することになっています。また、応援にきた自治体が被災した忍野村に変わり他のスクラム支援自治体に次々に必要な物資を要請する体制となっています。

忍野村では、国から県を経由して支援をいただく縦の支援と、自治体間で迅速に支援を行う横の支援で、締結先との対応策をとっております。



教育厚生常任委員会 学 校 訪 問

議会教育厚生常任委員会では、昨年11月8日に教育委員会の方々と、例年実施しております学校教育施設を訪問しました。

幼稚園、小学校、中学校を順次訪問し、それぞれの概要説明、問題点や課題点の説明を受けました。全ての教室を訪問し、幼稚園の発表会の練習、小中学校の現代の授業の様子に委員の皆さん感心していました。先生方をはじめ教育関係の皆さんに感謝いたします。

また、小学校で給食をおいしくいただきました。忍野村の給食は、近隣からの評判も高いようです。

●忍野幼稚園



●忍野小学校



●忍野中学校



忍野村議会

県外研修報告

令和元年10月15日～17日

雲仙岳災害記念館「がまだすドーム」 ～長崎県島原市

今回の研修は、「富士山噴火対策における雲仙普賢岳噴火に係る視察」を目的に2つの施設の視察を行いました。

はじめに、がまだすドームにて島原市議会事務局と、島原市の概況及び島原市議会の概要について研修した後、同施設の視察を行いました。がまだすドームは、雲仙普賢岳の噴火による土石流や火砕流の被害をはじめジオパークや火山のしくみ、防災などが学べる施設で、雲仙普賢岳噴火の全容、復興までの道のりを知ることができました。

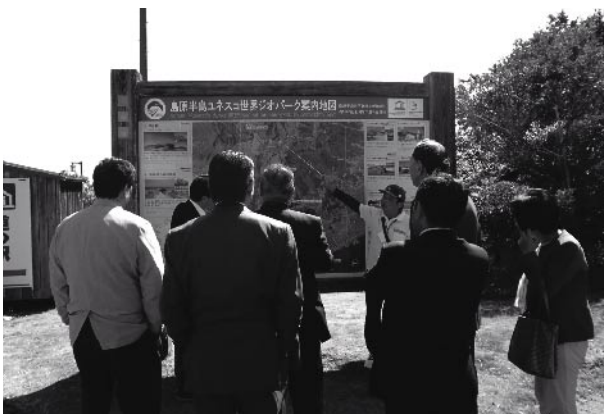
※「がまだす」とは島原地方の方言で「がんばろう」という意味。



土石流被災家屋保存公園 ～長崎県南島原市

この公園は、土石流災害で被害にあった家屋を後世に伝えるため、11棟を当時の状況のまま保存・公開している施設です。施設周辺は約2・8～3mほど土砂物で埋没しています。

雲仙普賢岳の噴火では、建物の被害は多かったものの、住民は避難していたため人的な被害はあまりありませんでした。噴火の犠牲者は報道関係者など、すべて規制区域内にいたことが要因であるため、そのことは富士山噴火においても非常に重要になってくると思います。



議会だより第95号は、忍野村ホームページにも掲載しています。

忍野村議会事務局 TEL.0555-84-3111 TEL.0555-84-7780(直通)

印刷/(株)GRANT 富士吉田市旭2-2-17 ☎0555-24-7736